

**甲府市 市庁舎等の設備更新に関する  
サウンディング型市場調査実施要領**

甲府市  
令和3年1月

## 目次

<b>1. 調査の目的</b>	
(1) 調査実施の背景 .....	1
(2) 調査の目的 .....	1
<b>2. 公募条件（事業概要）</b>	
(1) SDGsからの視点 .....	3
(2) 事業に期待する効果.....	3
(3) 事業内容（案） .....	4
(4) 対象施設（設備） .....	4
(5) 建築物及び敷地に関する事項.....	5
(6) 想定効果額 .....	5
(7) リスク分担（案） .....	6
(8) 事業手法 .....	8
<b>3. 事業スケジュール（案） .....</b>	<b>9</b>
<b>4. サウンディングの内容</b>	
(1) サウンディングの対象.....	10
(2) サウンディングのスケジュール.....	10
(3) 現地見学会 .....	11
(4) 対象施設図面の閲覧 .....	11
(5) サウンディングの参加申し込み（提案書の提出） .....	12
(6) サウンディングの日時及び場所の連絡.....	12
(7) サウンディングの項目.....	12
(8) サウンディング調査方法 .....	13
(9) サウンディング結果の公表.....	13
(10) 参加事業者の取り扱い .....	13
(11) 参加に関する費用.....	13
(12) 追加対話への協力 .....	13
<b>5. その他</b>	
問い合わせ先 .....	14
【様式1】.....	15
【様式2】.....	16

## 1. 調査の目的

### (1) 調査実施の背景

本市では、公共施設等マネジメントを推進していくための「道しるべ」として、令和元年7月に策定した「甲府市公共施設再配置計画」において、持続可能な行財政運営に向け、公共施設の安全性を確保し、既存施設を最大限活用（長寿命化）すること及び民間事業者と連携することにより効率的かつ効果的な施設整備、管理運営を推進していくことを基本方針として掲げました。さらに、市の主要施策を集約した「こうふ未来創り重点戦略プロジェクトNEXT（以下「重点P-Next」という。）」では、「SDGs達成」を実現するために、これからの施設運営において、再生可能エネルギーを活用した脱炭素化などの環境負荷の低減、レジリエンス強化、地域活性化等の新しい視点を求めていくことを位置付けています。

### (2) 調査の目的

本調査の目的は、上記の背景等を踏まえ、次の①～⑤の課題を解決し、民間のノウハウを最大限に活かした公共施設等マネジメント事業を推進し、長寿命化、脱炭素化、レジリエンス強化、地域活性化等に関する民間連携の可能性、本市の財政負担軽減効果、事業の実現可能性を調査するものです。

#### 課題① 設備の老朽化対策

- 空調設備の法定耐用年数は、一般的に約10～15年とされているが、本市施設に設置されている設備の約8割は耐用年数の15年を超えており、近い将来に多くの設備更新が集中する。
- 今後も続く厳しい財政状況を踏まえ、集中的な設備更新は困難であるとともに、万一、機器の故障等が一斉に発生した際の対応を踏まえ早期着手が必要。
- 再配置計画との整合を図り、施設の使用禁止の回避及び中・長期にわたり活用していく施設の快適性や安全性を維持するため、計画的な設備改修と改修時期の分散化が必要。

#### 課題② 管理・運営コストの抑制

##### ○ 照明機器及び蛍光灯の価格上昇

経済産業省と日本照明工業会では、エネルギー消費効率が高いLEDや有機EL等の次世代半導体照明（SSL）の導入を推進しており、2030年の照明器具ストック市場SSL化を100%とすることを目指している。これを受け、各照明メーカーでは、従来光源を使用した照明器具及びランプの生産終了を加速しており、これに伴う蛍光灯の価格高騰がすでに始まっていることを踏まえ、LED化への早期着手が必要。

##### ○ 空調設備部品の不足

各メーカーとも地球温暖化への対応を急ピッチに進めている。  
また、使用されている冷媒は特定フロン（R22）であり、2019年をもって生産が終了している。設置から約20年経過した機器の修繕部品等は、既に入手できない状況が発生している。故障発生時の早期復旧は時間的にもコスト的にもこれまで以上に困難になることが懸念される。

##### ○ 電力の自由化

2016年の法改正により、電力の小売が全面自由化されたことを踏まえ、PPS（Power Producer Supplier）への切り替え等による現行契約の見直しにより、電気料の削減を図る。

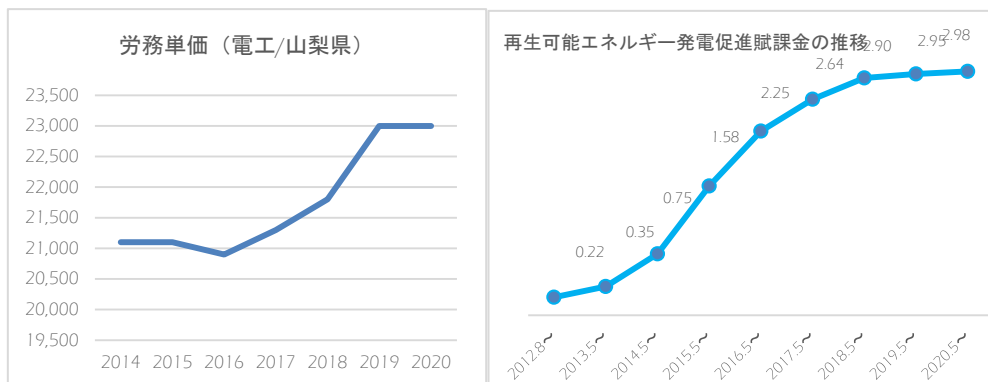
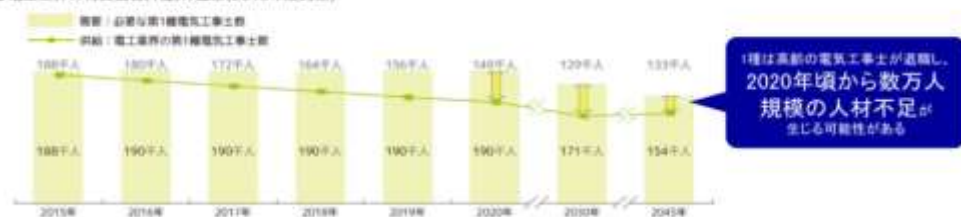
##### ○ 更新費用と光熱費の上昇

照明・空調設備の製造に係る資材や人手不足に起因する労務単価の高騰により、更新費用に係

るコストは年々上昇傾向にあるほか、電気料金に係る「再生可能エネルギー発電促進賦課金」も年々上昇傾向にある。(2.98 円/kWh)

今後も更新費、光熱費ともに上昇していくことが見込まれることから、計画的な省エネ機器への設備更新を早期に開始し、将来に向けた施工費と光熱費の縮減策を講じなければならない。

●電工業界の有資格者(1種)の推移(2015年度時点)



### 課題③ 環境負荷の低減

#### ○ 水俣条約による規制

2017年8月に発効された水銀に関する水俣条約により、一般照明用の高圧水銀ランプは水銀含有量に関係なく、2021年以降、製造、輸出入が禁止となる。

今後は、修繕することも困難になることが明らかであり、LED化の早期着手が必要。

#### ○ 特定フロンへの削減

2020年以前の空調機には温暖化係数、オゾン破壊係数共に高い特定フロン(R22)冷媒が使用されており、故障等で大気中に漏れ出すと多大な環境負荷を与える要因になる。

2020年4月1日に改正フロン排出抑制法が施行され、空調機器を廃棄する際の手続きが厳格化されており、行政として計画的な空調機の更新および管理の適正化対策が必要。

### 課題④ レジリエンス対策 (重点P-Next 元気スタイル4「潤いと活力あるまちを創る」関係)

昨今の異常気象による他県の災害発生状況や、近年の台風における本市避難所の開設状況を踏まえると、多くの避難者が集まる避難所施設の空調設備の故障は、避難所環境の低下のみならず熱中症の発生を招く恐れがある。地震発生時(停電時)において、避難所の電気が使えない又は故障している等のリスク発生を回避するためにも、省エネ機器等への更新による避難所機能の防災力強化対策として検討しておく必要がある。

また、換気や除菌など新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策も急務となっている。

### 課題⑤ 地球温暖化対策 (重点P-Next 元気スタイル4「潤いと活力あるまちを創る」関係)

政府は2050年の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を立て、自治体に対しても地球温暖化対策の実行計画に太陽光など再生可能エネルギーの導入目標を義務付ける方針を固めている。

本市としても脱炭素社会に向け、再エネ率を高める必要がある。

## 2. 公募条件（事業概要）

※ 現時点の公募条件であり、公募の際には内容を変更することがあります。

### (1) SDGs からの視点

本事業は、本市の主要施策を集約した「こうふ未来創り重点戦略プロジェクトNEXT」に掲げる「SDGsの達成」と公共施設マネジメント等の視点から、公共施設の計画的な設備更新を行うものです。



#### 【07】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

安価かつ信頼できる現代的サービスへのアクセス確保と再生可能エネルギーの拡大。

#### 【09】 産業の技術革新の基盤をつくろう

包摂的かつ持続可能な事業化の促進、資源利用効率向上と環境に配慮した事業プロセス等の導入。

#### 【11】 住み続けられるまちづくりを





大気の水質、廃棄物の管理に注意を払い環境上の悪影響を軽減。

#### 【17】 パートナリシップで目標を達成しよう

民間事業者との連携強化。民間の技術で市の課題を解決。

### (2) 事業に期待する効果

- ① 設備改修に伴うイニシャルコストの平準化を図る。
- ② 設備の設計、施工、修繕、点検費用の削減、光熱費の削減及び事務量の軽減を図る。  
民間事業者が持つ省エネルギーに関する知識やノウハウを最大限に発揮していただく中で、事業の一括発注方式<sup>※</sup>によるスケールメリットや各種補助金等の活用等により、本市の財政負担等の軽減を図る。
- ③ LED 照明や太陽光パネル等の設置による省エネルギー対策や、再生可能エネルギーの活用及びESCO(Energy Service Company)事業の取組み等により、本市施設の室内環境の向上と環境負荷の低減及びライフサイクルコストの縮減を図る。
- ④ 地元の電気事業者や管工事事業者の新たな事業スキームを創出し、地域活性化を図りつつ、市民が利用する公共施設の快適性を向上することにより、市民満足度の向上を図る。

① 初期費用の平準化	② 事務量・コスト低減	③ 省エネ・省 CO <sub>2</sub> 化	④ 地域活性化
分割払いの設備更新	一括発注方式の導入 民間活力の導入	新設備への改修	地元事業者の積極活用 施設の快適性向上
↓	↓	↓	↓
初期投資の低減 既存光熱費の範囲で改修 費用を平準化。 (計画的な費用配分)	資機材コストの単価ダウン 電気代削減 修繕・維持管理費低減 改修等に係る事務量の削減	省エネ効果・省 CO <sub>2</sub> 効果 ライフサイクルコストの縮減	地域活性化・経済循環 市民満足度の向上
			

※ 一括発注方式：複数の公共施設の設備を一括して省電力機器に改修することで、初期投資を低減しながら、省電化により低減される光熱費によるコストメリットを受ける整備及び管理運営を包括した発注方式のこと。

### (3) 事業内容 (案)

本事業は、民間事業者が持つ省エネルギーに関する知識やノウハウ等を最大限に発揮していただきながら次の業務を実施します。今回のサウンディングでは、次の想定業務の内容について意見を求めるほか、前述のSDGsや事業に期待する効果の観点から、有効かつ実現可能性の高い、新たな業務提案を求めます。

なお、いただいた提案内容や独自ノウハウに関しては、知的財産の観点から情報の保護を徹底いたします。

また、本事業は事業発案の検討段階にあり、今後、予算案件が議会で承認されない等の事由により、事業化に至らない場合もありますのでご承知おきください。

#### 【業務概要】

- 対象施設において、省エネ化・省CO<sub>2</sub>化に資する照明機器及び空調機器（以下「設備」という。）への更新（設計・施工・工事監理）とPPS（Power Producer Supplier）への切り替え等による、削減可能な電気料等を含めた、省エネ・省CO<sub>2</sub>効果及び本市財政負担軽減効果の最大化を図る事業計画の策定。
- 上記計画に基づく、設備更新と維持管理。  
空調環境は、各部屋において夏季28度、冬季20度を想定しています。  
設備更新にあたっては、公共事業に準ずるものとします。
- 既存設備の撤去・処分
- 上記計画に基づく、省エネルギー効果及び経費節減効果の検証。
- 事業期間は10年以上を想定しています。
- 上記計画では、光熱費の縮減効果について明記していただきますが、実際の支払いは将来的な価格変動や稼働状況により変動することを踏まえ、本事業から除くことを想定しています。

### (4) 対象施設 (設備)

対象施設は、次の市民センターや庁舎（8施設）を想定しています。

なお、西部市民センター、南西部市民センター及び北東部市民センターの空調設備は、本事業の対象外とします。

施設名	照明	空調	PPS	所在地	構造・規模	建築年月日
東部市民センター	○	○	○	和戸町 955 番地 1	R C造地上 3 階建 延べ床面積 1977.95 m <sup>2</sup>	S63.3.1
西部市民センター	○	済	○	長松寺町 12 番 30 号	R C造地上 2 階建 延べ床面積 1770.17 m <sup>2</sup>	H10.10.22
南部市民センター	○	○	○	下今井町 15 番地	R C造地上 2 階建 延べ床面積 1648.39 m <sup>2</sup>	H9.8.1
中央部市民センター	○	○	○	丸の内 3 丁目 26 番 16 号	S造地上 2 階建 延べ床面積 982.05 m <sup>2</sup>	H15.8.1
南西部市民センター	○	済	○	国母 6 丁目 4 番 2 号	S造地上 2 階建 延べ床面積 1709.4 m <sup>2</sup>	S58.3.1
北東部市民センター	○	済	○	武田 3 丁目 1 番 6 号	R C造地上 2 階建 延べ床面積 1209.05 m <sup>2</sup>	H4.9.1
西庁舎	○	○	済	宝 2 丁目 8 番 19 号	R C造地上 3 階建 延べ床面積 1146 m <sup>2</sup>	S57.3.1
南庁舎 1 号館	○	○	済	相生 2 丁目 17 番 1 号	R C造地上 3 階建 延べ床面積 1399.86 m <sup>2</sup>	S58.3.20



### (5) 建築物及び敷地に関する事項

施設名	区域区分	防火・準防火・ 法第 22 条	用途地域	建蔽率	容積率	日影規制
東部市民センター	市街化調整区域	指定なし	無指定	60	200	無
西部市民センター	市街化区域	指定なし	第 1 種中高層住居 専用地域	60	200	有
南部市民センター	市街化調整区域	指定なし	無指定	60	200	無
中央部市民センター	市街化区域	準防火地域	商業地域	80	400	無
南西部市民センター	市街化区域	法 22 条区域	商業地域	80	400	無
北東部市民センター	市街化区域	法 22 条区域	第 1 種中高層住居 専用地域	60	200	有
西庁舎	市街化区域	法 22 条区域	第 2 種住居地域	60	200	有
南庁舎 1 号館	市街化区域	準防火地域	商業地域	80	400	無

### (6) 想定効果額

他の自治体の実績事例では、概ね 10%～15%の VFM が実績値となっています。

今回のサウンディングでは、設備更新に係る VFM15%又はそれ以上の効果を上げることができるか否か、その実現可能性について意見を求めます。

施設名	① 従来方式での概算 整備額 (千円)	② 本事業の想定整備額 (千円)	③ 想定効果額 (千円) ① - ②
東部市民センター	119,904	101,918	17,986
西部市民センター	56,865	48,335	8,530
南部市民センター	106,616	90,624	15,992
中央部市民センター	87,865	74,685	13,180
南西部市民センター	24,996	21,247	3,749
北東部市民センター	19,397	16,487	2,910
西庁舎	36,785	31,267	5,518
南庁舎 1 号館	43,258	36,769	6,489
計	495,686	421,333	74,353

## (7) リスク分担 (案)

リスク分担は、次の内容を想定しています。

今回のサウンディングでは、本事業への参入をより円滑にするため、次表から除いておくべき項目や、その他、明確にしておくべき項目等について意見を求めます。

### ① 共通事項

リスクの種類	リスク内容	市	事業者
募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○
安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
環境の保全	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
保険	施設の設計・改修における履行保証保険		○
事業の中止・延期	本市の指示によるもの	○	
	施設改修に必要な許可等の遅延によるもの		○
	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	本市の事業放棄・破綻によるもの	○	

### ② 更新等

リスクの種類	リスク内容	市	事業者
不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	
物価	急激なインフレ・デフレ	○	
用地の確保	設置場所の確保、資材置き場の確保	○	
設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
	事業者の指示・判断の不備によるもの		○
工事遅延・未完工	本市の責務による工事遅延・未完工による引渡し遅延	○	
	事業者の責務による工事遅延・未完工による引渡し遅延		○
工事費増大	本市の指示・承諾による工事費の増大	○	
	事業者の指示・判断の不備によるもの		○
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
一時的損害	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
	引渡し前に工事に起因し施設に関して生じた損害		○
支払遅延・不能	支払遅延・不能によるもの（下記以外）	○	
	計測・検証報告の遅延により支払を留保する場合		○



### ③維持管理

リスクの種類	リスク内容	市	事業者
計画変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○	
	事業者が必要と考える計画変更		○
維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○
施設・設備等の現状変更	事業者の都合による施設・設備の様式替え、新設及び増設		○
施設損傷	設備に係る事故・火災による本市施設の損傷		○
	設備に起因する本市施設への障害		○
	上記以外の事故・火災による本市施設の損傷	○	
機器の滅失・き損	本市の責による滅失・き損	○	
	事業者の責による滅失・き損		○
瑕疵担保	設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
不可抗力	火災・天災などの不可抗力による本市施設の損傷	○	
	火災・天災などの不可抗力による設備等の損傷	○	
機器の不良	設備が所定の性能を達成しない場合		○
エネルギー消費量	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
	上記以外の変動要因の場合	○	○
利用者等に及ぼした損害賠償	設備に起因して生じた利用者への損害に対する賠償	○	○

### ④その他

リスクの種類	リスク内容	市	事業者
機器の不良	設備が所定の性能を達成しない場合		○
計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
	計測・検証に必要な本市からの情報提供の遅延・不能	○	
保証性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	仕様不適合による施設・設備への損害、本市施設運営・業務への障害		○

## (8) 事業手法

本事業では、公民連携による設備更新として、次表の手法等を想定しています。

他都市の事例を見ると BTO 方式が多くみられますが、今回のサウンディング調査ではあえて手法を特定せず、本サウンディング調査の結果等を踏まえ、手法を決定することとします。

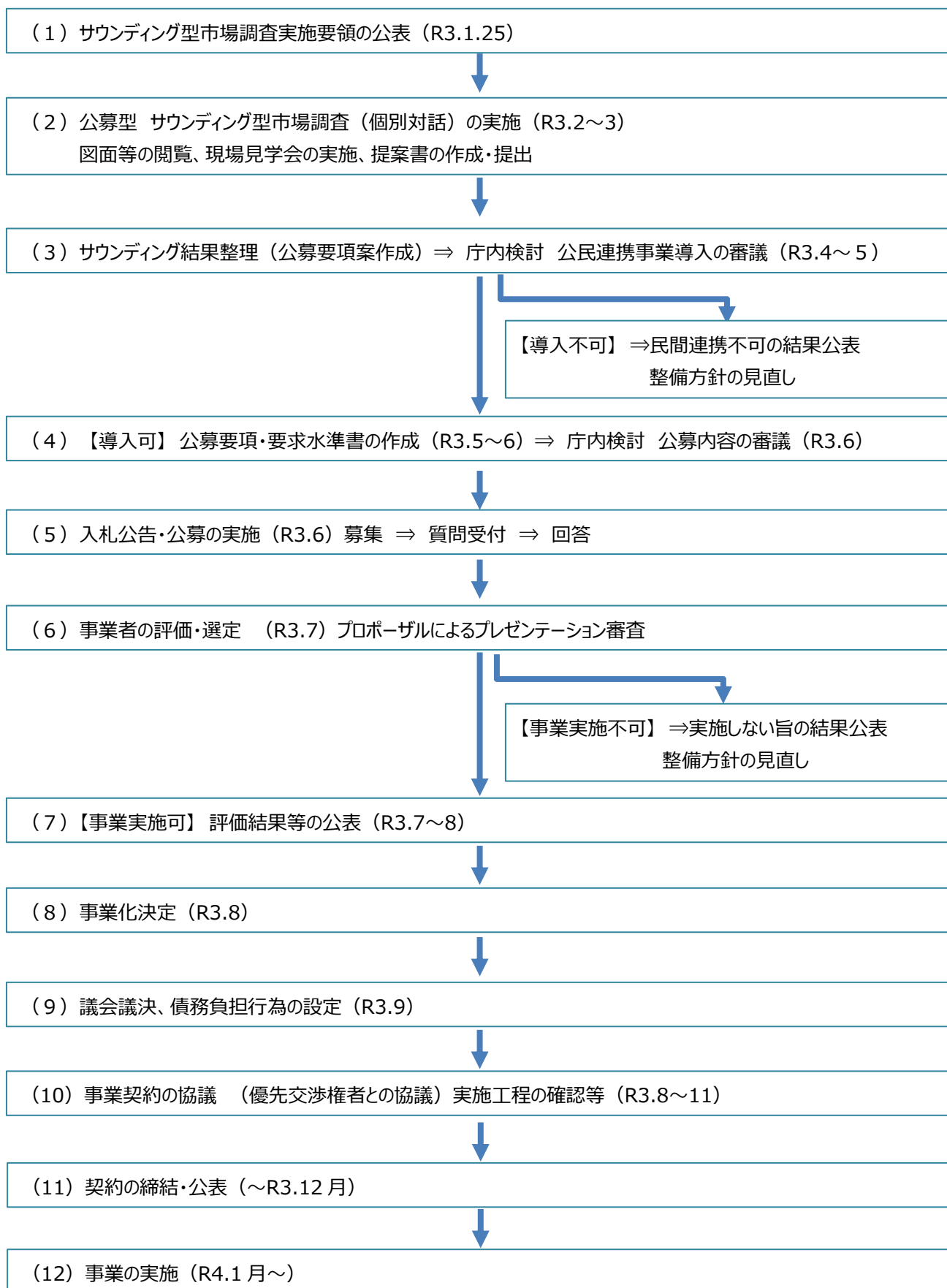
なお、事業は次の 5 手法に限るものではなく、本市にとって、コスト及び事務量軽減の視点から、効率的かつ効果的であり、実現性のある手法を提案してください。（複数の手法を組み合わせても可。）

事業手法		従来方式	DB 方式	DBO 方式	BTO 方式	リース方式
業務 範囲	設計	公共	民間	民間	民間	民間
	施工	公共	民間	民間	民間	民間
	維持管理	公共	—	民間	民間	民間
	資金調達	公共	公共	公共	民間	民間
設備所有		公共	公共	公共	公共	民間
発注形態		仕様発注	性能発注	性能発注	性能発注	性能発注
		分割	設計・施工 一括	一括	一括	一括
契約形態		分割	包括	長期包括 (契約は別)	長期包括	長期包括
補助金の活用		可	可	可	可	不可
効率性		△ 設計・施工、維持管理を分離して発注	○一括発注により施工が効率化	◎一括発注により、施工や維持管理の効率化、質の向上を見据えた設計が可能		
市の負担		△ 契約単位での個別調整が必要であり、調整負担が大きい	○一括発注により、一定程度負担が軽減	◎設計・施工、維持管理期間を通じ、受注者の窓口が一本化され、市の負担が軽減される。		
サービス水準		△設計・施工、維持管理を分離して発注	○一括発注により発注手続き等が短縮できる。設計・施工期間の短縮できる。	◎設計・施工、維持管理を一括発注するため、質の向上を見据えた設計が期待される。また、設計・施工、維持管理期間を通じて同一企業等に性能保証を求めることが可能		
スケジュール		◎PFI 事業に比べ、短い期間での発注手続きが可能だが、分離発注のため業務毎に発注手続きが必要	◎一括発注による手続き等が短縮できる。設計・施工期間が短縮できる	○設計・施工を一括で発注することにより設計・施工に要する期間が短縮されることが期待される		◎PFI 事業に比べ、短い期間での発注手続きが可能かつ一括発注により設計・施工期間が短縮できる。
財政負担		○補助金が活用できる			◎補助金が活用でき、財政支出の平準化が可能	△財政支出の平準化が可能であるが、補助金は活用不可。

【参考】 内閣府 PPP/PFI 導入可能性調査簡易化マニュアル

### 3. 事業スケジュール（案）

※ 現時点の事業スケジュールであり、今後変更することがあります。



## 4. サウンディングの内容

### (1) サウンディングの対象

サウンディングの対象者は、本市が本調査に参加することが適当だと認めたもののうち、次に掲げる条件をすべて満たしていることを条件とし、グループで応募する場合は、全構成員が、同条件をすべて満たす者としてします。

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- 本市の指名停止を受けていない者であること。
- 個人情報を取扱う事業等を提案又は実施するのに必要なプライバシーマークや ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を保持している者であること。
- 国税及び地方税に滞納がないこと。
- 次に該当する者がいないこと。

- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者。
- ・ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者。
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員。

### (2) サウンディングのスケジュール

実施要領の公表	令和 3 年 1 月 25 日（月）
現地見学会の参加申込期限	令和 3 年 1 月 25 日（月）～1 月 29 日（金）17:00 必着
図面等の閲覧	令和 3 年 2 月 1 日（月）～2 月 12 日（金）土日祝日除く 甲府市役所 本庁舎 7 階 建築営繕課 9:00～16:00
現地見学会の開催	令和 3 年 2 月 5 日（金）9:00～16:00 令和 3 年 2 月 8 日（月）9:00～16:00 令和 3 年 2 月 10 日（水）9:00～16:00
質問受付期間	令和 3 年 2 月 8 日（月）～2 月 12 日（金）17:00 必着
サウンディング参加申込期間	令和 3 年 2 月 1 日（月）～2 月 19 日（金）17:00 必着
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和 3 年 2 月 22 日（月）～2 月 26 日（金）
サウンディングの実施	令和 3 年 3 月 1 日（月）～3 月 19 日（金）
実施結果概要の公表	令和 3 年 4 月中旬予定

### (3) 現地見学会

サウンディングの実施に先立ち、現地見学会を開催します。見学会の参加を希望される方は、P15「様式1」現地見学会申込書に必要事項を記入のうえ、Eメールにて申し込みください。

現地見学会は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う緊急事態宣言等の影響により、県外からの参加を遠慮させていただく場合や、中止とさせていただく場合がありますことを、あらかじめご承知おきください。

なお、参加者の規制や見学会中止等の連絡は、参加申込をいただいたEメールアドレス又は様式1において記入いただいた緊急連絡先へお知らせいたします。

申込期間	令和3年1月25日(月)～1月29日(金) 17:00 必着
見学会 開催日時	令和3年2月5日(金) 9:00～16:00 令和3年2月8日(月) 9:00～16:00 令和3年2月10日(水) 9:00～16:00
場 所	甲府市 東部市民センター 他7施設
申込先	甲府市 総務部 契約管財室 公共施設マネジメント担当 Mail : <a href="mailto:ro5qbe@city.kofu.lg.jp">ro5qbe@city.kofu.lg.jp</a>
申込件名	Eメールの表題は「甲府市 設備更新事業 現地見学会申込」としてください。
内 容	市民センター見学の際は、入退館時に1階窓口センター職員にお声がけください。 西庁舎見学の際は、入退館時に1階協働支援センター職員にお声がけください。 南庁舎1号館見学の際は、入退館時に以下の担当に電話連絡ください。 総務部 契約管財室 管財課 055-237-5197 (担当:永井・砂山)

- ※ 見学する際に、市職員の同伴及び説明は行いません。
- ※ 現地見学会への参加は、サウンディングへの参加条件ではありません。
- ※ 市民センターの貸館状況により、見学できない部屋があることをご承知おきください。
- ※ 各施設の駐車場には限りがあります。  
車でお越しの際は、関係者乗合わせのうえお越しくださいますよう、ご協力をお願いします。

### (4) 対象施設図面の閲覧

サウンディングの実施に先立ち、対象施設等の図面の閲覧期間を設けます。

閲覧を希望される方は、電話連絡のうえ、甲府市役所本庁舎7階 建築営繕課にお越しください。

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う緊急事態宣言等の影響により、県外からのお越しはご遠慮くださいますとともに、マスクの着用や参加人数の制限など感染防止対策にご協力をお願いします。

閲覧可能期間	令和3年2月1日(月)～2月12日(金) 9:00～16:00 ※ 土日祝日除く
閲覧場所	甲府市役所 本庁舎7階 建築営繕課
閲覧方法	○ 閲覧を希望する際は、必ず事前に電話連絡をお願いします。 ○ 閲覧は、甲府市役所本庁舎7階 建築営繕課で行います。 ○ 閲覧の際には、建築営繕課職員に名刺又は身分証明書(写し)を提出ください。 ※ 図面の貸出しは行いません。 ※ 図面の撮影は可能です。
連絡先	閲覧を希望される方は必ずご連絡ください。 まちづくり部 施設整備室 建築営繕課 担当 藺古田・佐伯 電話 055-237-5864

### (5) サウンディングの参加申し込み（提案書の提出）

サウンディングへの参加を希望される方は、P16「【様式 2】 サウンディング型市場調査エントリーシート」に必要事項を記入のうえ、Eメールにて申し込みください。

また、申込の際は、貴団体の提案や意見を記載した「提案書」（任意様式）を合わせて送付願います。

申込受付期間	令和3年2月1日（月）～2月19日（金）17:00 必着
申込先	甲府市 総務部 契約管財室 公共施設マネジメント担当 Mail : <a href="mailto:ro5qbe@city.kofu.lg.jp">ro5qbe@city.kofu.lg.jp</a>
申込件名	Eメールの表題は「甲府市公共施設設備更新事業サウンディング申込」として ください。

### (6) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込のあったグループの担当者あてに、実施日時及び場所をEメールにて連絡します。なお、希望に沿えない場合がありますことをあらかじめご了承ください。

サウンディング実施日時 及び場所の連絡	令和3年2月22日（月）～2月26日（金）
サウンディングの実施	令和3年3月1日（月）～3月19日（金）
実施結果概要の公表	令和3年4月中旬（予定）

### (7) サウンディングの項目

本サウンディングでは、「2.事業概要」等について、主に次の①～⑧の項目にて意見交換を行います。

#### **【必須項目】**

- ① **民間事業者等から見た本事業の市場性、有効性及び実現可能性。**
- ② **施設整備にあたっての事業手法の提案**
- ③ **現行事業の問題点の指摘（事業参入しやすい条件設定等への意見）**
- ④ **新たな事業内容の提案（自由な発想に基づく幅広く実現性の高いアイデア）**
- ⑤ **事業内容（金額や水準）・事業期間の質疑応答や意見収集**
- ⑥ **応募要件、選定方式、役割分担の質疑応答や意見収集**
- ⑦ **本事業への参画意向の有無。（無の場合はその理由）**

#### **【任意項目】**

- ⑧ **その他、事業実施にあたっての課題や市に期待する事項及び支援要望 等**

## (8) サウンディング調査方法

サウンディングの調査方法は、民間事業者の皆様から提出いただく「提案書（任意様式）」に基づき、前章「2.公募条件」の内容について前項の「(7) サウンディングの項目」に従い、意見交換を実施します。

- サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に対話します。
- サウンディングは、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、希望する事業者のみ実施するものとし、その他、資料提出のみ又は電話等による意見交換も可能といたします。
- また、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う緊急事態宣言等の影響により、県外からの参加を遠慮させていただく場合や、中止とさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
- サウンディングの開催日時、参加者の規制及びサウンディング中止の連絡は、提出いただく様式 2 で記入いただいた「担当者」へ、Eメールにてお知らせいたします。
- マスクの着用や参加人数の制限など感染防止対策にご協力をお願いします。
- サウンディングの実施に際しては、特に資料提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、計 8 部をご用意ください。

## (9) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果は、概要を公表する予定です。（参加事業者の名称は公表しません。）

本要領に寄せられた提案者からの質問に対する回答は、公平性の観点から公表します。

なお、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

## (10) 参加事業者の取り扱い

今回のサウンディングの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

提案いただいた内容は、今後、公募条件等を検討する際の参考とさせていただきます。

いただいた提案内容や独自ノウハウに関しては、知的財産の観点から情報の保護を徹底します。

なお、結果の公開に際し、提案内容を開示する必要が生じた場合においては、必ず提案いただいた方の合意を得たうえで公開します。

## (11) 参加に関する費用

本調査への参加に要する費用（対話への参加、資料作成等）は参加事業者の負担とします。

## (12) 追加対話への協力

本サウンディング型市場調査の終了後においても、必要に応じて追加ヒアリング等（文書、電話、E-mailでの照会含む）を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。



## 5. その他

### 問い合わせ先

- 本サウンディング型市場調査への参加申込、本市公民連携の取組に関する問い合わせ  
【課・担当】 甲府市 総務部 契約管財室 公共施設マネジメント担当（担当者：長田）  
【所 在】〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号  
【電 話】055-237-5326 【Eメール】ro5qbe@city.kofu.lg.jp
  
- 市民センター（東部、西部、南部、中央部、南西部、北東部）の整備内容に関する問い合わせ  
【課・担当】 甲府市 まちづくり部 施設整備室 公共施設保全担当（担当者：網野）  
【所 在】〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号  
【電 話】055-237-5867 【Eメール】ja5gfp@city.kofu.lg.jp
  
- 西庁舎及び南庁舎1号館の整備内容に関する問い合わせ  
【課・担当】 甲府市 総務部 契約管財室 管財課（担当者：永井・砂山）  
【所 在】〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号  
【電 話】055-237-5197 【Eメール】kn5gfw@city.kofu.lg.jp

【様式1】

甲府市長 あて

団体等名 \_\_\_\_\_ ㊟

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

現地見学会申込書

市庁舎等の設備更新に関するサウンディング型市場調査の参加にあたり、次のとおり施設の現地見学を申し込みます。

1 見学開催日時

令和3年2月5日(金) 9:00~16:00

令和3年2月8日(月) 9:00~16:00

令和3年2月10日(水) 9:00~16:00

2 見学希望日時

第1希望 月 日 ( ) : ~ :

第2希望 月 日 ( ) : ~ :

第3希望 月 日 ( ) : ~ :

3 見学施設

全施設

一部施設

東部市民センター

中央部市民センター

西庁舎

西部市民センター

南西部市民センター

南庁舎1号館

南部市民センター

北東部市民センター

4 参加者名

社名等及び役職名	氏名	備考

見学当日に連絡が取れる方の携帯電話番号を記入してください。  
緊急連絡先 氏名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

※ 見学日が複数日にわたる場合には、「3 見学施設」欄の当該見学施設の□にチェックを入れていただき、見学日ごとに本様式を提出してください。

※ 見学日は、各館とも開館しています。利用者の迷惑にならない範囲での見学にご協力をお願いします。

※ 市民センター及び西庁舎を見学する際には、入退館時に1階窓口へお声がけください。

※ 南庁舎1号館を見学する際には、入退館時に055-237-5197(永井・砂山)へ電話連絡ください。

【様式2】

サウンディング型市場調査エントリーシート

1	法人名				
	所在地				
	構成法人名 (グループの場合のみ)				
	担当者	氏名			
	所属企業・部 署名				
	E-mail				
	Tel				
2	サウンディングの希望日を記入し、時間帯をチェックしてください。				
	<input type="checkbox"/> 個別対話を希望する <input type="checkbox"/> 電話での対話を希望する <input type="checkbox"/> 提案書の提出のみ				
	令和 月 日 ( )	<input type="checkbox"/> 10~12時	<input type="checkbox"/> 13~15時	<input type="checkbox"/> 15~17時	<input type="checkbox"/> 何時でもよい
	令和 月 日 ( )	<input type="checkbox"/> 10~12時	<input type="checkbox"/> 13~15時	<input type="checkbox"/> 15~17時	<input type="checkbox"/> 何時でもよい
	令和 月 日 ( )	<input type="checkbox"/> 10~12時	<input type="checkbox"/> 13~15時	<input type="checkbox"/> 15~17時	<input type="checkbox"/> 何時でもよい
3	当日参加予定者氏名	所属法人名・部署・役職			
4	質問事項				

- ※ 本エントリーシートと合わせ、サウンディング項目についての意見・考え等を記載した「提案書」（任意様式）を合わせて送付ください。（必須）
- ※ 対話の実施期間は、令和3年3月1日（月）～3月19日（金）とします。（土・日・祝日を除く）参加希望日及び時間帯を実施期間内で3か所記入してください。
- ※ エントリーシート受領後、調整の上、実施日時及び場所をEメールにて御連絡します。都合により希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
- ※ 対話に出席する人数は、1グループにつき5名以内としてください。
- ※ サウンディングを円滑に実施するため、質問がある場合は、「4 質問事項」を必ずご記入ください。